

【表紙】

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 【提出書類】 | 内部統制報告書 |
| 【根拠条文】 | 金融商品取引法第24条の4の4第1項 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成22年6月24日 |
| 【会社名】 | 株式会社ニッピ |
| 【英訳名】 | Nippi, Incorporated |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 伊藤 隆 男 |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 常務取締役 石井 英文 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都足立区千住緑町1丁目1番地1 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号) |

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長伊藤隆男及び当社最高財務責任者石井英文は財務報告に係る内部統制の整備及び運用する責任を有しております。

当社は財務報告に係る内部統制を整備及び運用するにあたり、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して実施しており、財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があり、また、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合があって、絶対的に有効ではなく、合理的な範囲で機能するものであるため、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社は、平成22年3月31日を基準日として当社グループの財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。評価にあたり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（以下「全社的な内部統制」）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、会社ならびに連結子会社および持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的および質的影響の重要性を考慮して決定しており、会社および連結子会社4社を対象とした全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、連結子会社4社および持分法適用関連会社2社については、金額的および質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告の信頼性に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、上記の全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、連結売上高を指標に、その概ね2/3程度の割合に達しております事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。弊社では各拠点の業態が異なるため、拠点ごとの分析に基づいて事業目的に大きくかかわる勘定科目を選定いたしました。「受取手形・売掛金」「棚卸資産」「有形固定資産」「支払手形・買掛金」「売上高」「売上原価」「販売費及び一般管理費」が概ね共通しております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

上記内容の業務監査を実施するにあたり、方針と目標を定め、業務監査年度計画並びに業務監査個別計画を作成して実行いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価手続きを実施した結果、当連結会計年度末日時点において、当社の連結ベースでの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。